

調査研究データの保存等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、研究活動における不正行為防止規程第8条第3項に基づき、当財団の研究者および職員(以下「研究者等」)が調査研究活動に伴い作成・取得した調査研究データの保存期間および管理方法等についての基準を定め、公正な調査研究活動を推進することを目的とする。

(基本的考え方)

第2条 公的な資金および当財団の会費等をもとに、調査研究で生み出された成果やデータ等は、公益財団であることも鑑み、公的資産としての性格を有すると言える。それらを適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは、調査研究活動を行う研究者等に課せられた責務である。

2 当財団の研究者等が論文等の形で発表した成果に対し、後日、調査研究について不正の疑念を持たれるようなことが生じた場合には、研究者等が、自らその疑念を晴らすことができるよう、調査研究に関わる資料等を適切に保存する。それにより、当財団の社会的責任を果たす。

(定義)

第3条 この規程において「調査研究データ」とは、調査研究活動の成果として発表された論文および報告書等を作成するにあたって使用した、文書、数値データ、アンケート等の調査票、録画・録音されたもの等をいう。

(責任・権限)

第4条 研究者等は、当財団における調査研究活動により自らが作成または取得した調査研究データを、後日の利用・検証に堪えるように適切に保存しなければならない。

2 統括管理責任者(常務理事)は、研究者等に対し、調査研究データの保存についての指導および教育を行うとともに、調査研究データを保存するための環境整備に努めなければならない。

3 コンプライアンス推進責任者(事務局長)は、財団内における調査研究データの管理状況を定期的に点検するものとする。

(保存期間)

第5条 調査研究データの保存期間は以下とする。研究者等が保存期間を超えて保存することを妨げない。

- ア. 原則として、当該論文等の成果発表後、または、調査研究完了後10年間とする。
- イ. 法令等に別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。
- ウ. 共同研究により得られた調査研究データまたは外部から受領した調査研究データで、契約等により別途定めがある場合はそれに従う。

(データの保存方法、取扱い)

第6条 調査研究データは、後日、検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう適切に保存するものとする。具体的な保存方法は、調査研究データの形質および形状等を踏まえ、各研究者が自主的に決定する。

2 調査研究データを外部へ持ち出す場合は、必要な手続きを経なければならない。手続きの詳細については、事務局長がそのつど判断する。

(異動または退職時等の取扱い)

第7条 研究者等が異動または退職により転出した場合は、調査研究データの所在を把握する等の措置を講じるものとする。

2 第5条に定める保存期間中に異動、退職等により保存管理者が不在となる場合は、関係者が協議の上、適切な保存措置を講じるものとする。

(開示)

第8条 研究者等は、調査委員会等から調査研究データの開示を求められた場合は、原則として開示に応じなければならない。

2 研究者等の異動先の機関、資金配分機関が実施する調査への協力を求められたときは、原則として保存する調査研究データを開示するものとする。

(その他)

第9条 この規程は、2018年4月1日から施行し、同日以降に発表する調査研究成果等に関する調査研究データについて適用する。

2 研究者等は、施行日現在保有している調査研究データの保存に関し、第5条に定める保存期間を尊重して取り扱うものとする。

(改廃)

第10条 この規程の重要事項の改廃は、理事会の協議を経て理事長の決裁により行ない、通常事項の改廃は、理事長の決裁により行う。

(附則)

本規程は、2018年4月1日から適用する。

以上